

秘密保持規定（社外スタッフ用）

## 秘密保持規定

株式会社ジェイビット（以下「甲」という。）と以下「乙」という。）とは、甲が、乙に依頼する翻訳原稿、資料に関する情報を乙に開示するにあたり、以下のとおり契約を締結する。

### 第1条（秘密保持）

1. 乙は、本契約の締結日から 5年間は、甲より開示された情報の翻訳を行うにあたり知り得た甲の提供する技術上、営業上の情報について厳に秘密を保持し、甲の事前の書面による承諾なく、これらを第三者に開示または漏洩してはならず、また、翻訳以外の目的に使用または利用してはならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りではない。

- (1) 甲から開示を受ける以前に既に乙が所有していたもの
  - (2) 甲から開示を受ける以前に既に公知のもの
  - (3) 甲から開示を受けた後に乙の責によらずして公知となったもの
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに適法に取得したもの
2. 乙は本契約の締結日から 5年間は、乙が翻訳原稿の翻訳をしている事実ならびに乙による翻訳の内容および結果を、甲の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

### 第2条（情報の返還）

乙は、甲から請求があつた場合には、甲から開示された情報、資料（複写、複製物を含む）を甲に返却する。

### 第3条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議の上これを解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有する。

2009年\*\*月\*\*日

甲

大阪市淀川区西中島4丁目6番16号

株式会社ジェイビット  
代表取締役 広瀬 健二 「印」

乙

---